

個人事業主の皆様へ

福岡商工会議所 税務相談所

のご案内

正しい記帳は経営安定の第一歩です！記帳や税務の事でお困りの方は、お気軽にご相談ください。会計ソフトをお使いの方、今後導入を検討している方にも対応しています。

指導内容

① 記帳指導

個人事業者を対象に当所税務相談所職員が支所窓口または事業所を訪問し個別指導いたします。会計ソフト（弥生会計・MFクラウド・freee等）などを利用した指導を行います。

※ 申込受付期間：4月から12月まで

② 確定申告指導

当所の有料記帳指導を受けている個人事業者を対象に決算書作成から所得税・消費税の確定申告書の作成まで指導をします。作成した確定申告書は、専任税理士の確認後、当所からe-Taxで税務署に送付することができます。

料金

毎月の記帳指導料、所得税・消費税の申告料については、特前所得額や売上高によって料金が異なりますので、お気軽にお尋ねください。

① 記帳指導料：月額3,300円(税込)から

② 所得税の決算申告料：前年所得により4,400円(税込)から

消費税の決算申告料：課税売上5,000万円未満 16,500円(税込)

課税売上5,000万円以上 22,000円(税込)

※同サービスをご利用いただくには、福岡商工会議所会員入会（年会費 9,000円）が別途必要となります。

記帳指導体験

当所の記帳指導を体験してみたいという個人事業者（※1）の方へ

・無料で原則3回（1回／1時間程度）まで記帳指導を行います。

（指導実施期間 4月～翌年3月）

・無料記帳指導の申込受付期間 4月から11月まで

※1 福岡市内の個人事業者が対象となります。

※2 決算書・確定申告書の作成指導は含みません。

※3 申込期間終了前に受入れ数が定数に達した場合は、締め切る場合があります。

まずは、お近くの支所にお問い合わせください

●東部支所

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル9階

TEL：092-431-0901 ☒ toubu@fukunet.or.jp

●南部支所

〒815-0033 福岡市南区大橋1-23-21

TEL：092-562-4117 ☒ nanbu@fukunet.or.jp

●西部支所

〒814-0002 福岡市早良区西新1-10-27 西新プライムビル4階

TEL：092-831-4151 ☒ seibu@fukunet.or.jp

詳しくは下記QRより！



中小企業庁 令和元年度補正予算・令和3年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

- ◆ **自らが作成した経営計画**に基づいて実施する**販路開拓**等の取組や、それと併せて行う業務効率化の取組に要する費用の一部を補助

○各類型における補助率、補助上限額（いずれか1つの枠のみ申請可能）

類型	通常枠	賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者 は3/4)	2/3	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円	100万円

※各類型の申請要件は公募要領参照

- ◆ 計画の作成や販路開拓の実施の際、**福岡商工会議所の指導・助言**を受けられます

- 本補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取組を支援するものです。
○開拓する販路は、海外市場も含みます。また、BtoB、BtoCを問いません。
○開業したばかりの事業者が行う、集客・店舗認知度向上のためのオープンイベント等の取組も対象となります。

《対象となり得る販路開拓等の取組の例》

新商品を陳列するための棚の購入 新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告等) 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加 新商品の開発にあたって必要な図書の購入 国内外での商品PRイベントの実施 店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む)	新たな販促用チラシの作成、送付 新たな販促品の調達、配布 新商品の開発 新たな販促用チラシのポスティング 新商品開発にともなう成分分析の依頼
---	--

【お問合わせ・経営相談窓口予約】
福岡商工会議所 経営相談部
地域支援第一・第二グループ

申込の手順などの事務手続きについてはこちら→

TEL : 092-441-2161 / 092-441-2162



商工会議所地区 補助金事務局

TEL : 03-6632-1502 [9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)]

URL : <https://r3.jizokukahojokin.info/index.html>

【概要】 ※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者（以下の（１）～（４）をいずれも満たす日本国内の法人または個人事業主）

（１）小規模事業者であること

以下の通り、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否か定められています。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を適用します。

- （２）資本金または出資金が5億円の法人に直接または間接に100%株式保有されていないこと(法人の場合)
（３）申告している直近過去3年分の各年(各事業年度)の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと
（４）本補助金の受付締切日の前10か月以内に、小規模事業者持続化補助金(一般型、低感染リスク型ビジネス枠)の採択を受けて、補助事業を実施した(している)者でないこと

◆対象となる事業

作成した経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

- ①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4を上限とします。また、ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。

※設備処分費は、補助金交付申請額の1/2を上限とします。

◆補助率・補助額

オモテ面または公募要領をご参照ください

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ

①申請の準備

補助金事務局ホームページに掲載されている「公募要領」「参考資料」「応募時提出資料・様式集」を必ずお読みいただき、申請に必要な要件等を確認の上、書類を作成・用意してください。

必要な書類のうち、経営計画書・補助事業計画書(様式2-1、3-1)の作成に際しては、福岡商工会議所の経営相談窓口にて、指導・助言・ブラッシュアップ(添削)を受けることができます。

経営相談窓口のご利用にあたっては、ご予約が必要になります 【予約TEL】092-441-2161

②事業支援計画書(様式4)取得

経営計画書・補助事業計画書(様式2-1、3-1)が完成したら、様式1-1と様式5もご用意の上、福岡商工会議所へ事業支援計画書(様式4)の交付を依頼してください。

交付依頼は福岡商工会議所のホームページ(オモテ面QRコード)より行ってください(期限厳守)。

③申請手続き

申請手続きは電子申請または郵送の2種類があります。なお、電子申請を行う場合には、「GビズIDプライムアカウント」が必須となります。 ※電子申請された方は、採択審査時の加点対象となります

④申請内容の審査

外部有識者等による採択審査 ※詳細は公募要領「7.採択審査」をご参照ください

⑤採択・交付決定

審査終了後、採択案件を補助金事務局のホームページ上で公表。採択決定者については、書類の不備等がなければ、「交付決定通知書」が通知されます。

⑥補助事業の実施

「交付決定通知書」を受領後、申請時に提出した補助事業計画に沿って事業を実施してください。事業は補助事業実施期限までに完了する必要があります。

⑦実績報告書の提出

補助事業終了後、期日までに補助事業の実施内容と経費内容(支出内容)を取りまとめた実績報告書を提出してください。期日までに提出がない場合、補助金の支払を受けられません。

⑧確定・請求・入金

実績報告書等の証拠書類について、事務局が審査・確認を行い、補助金額を確定します。補助金額確定後、補助金事務局に精算請求を行ってください。事務局の手続きが終了次第、補助金が入金されます。

⑨事業効果報告

補助事業の完了から1年後に「事業効果および賃金引上げ等状況報告」の提出が必要です。

	第8回締切	第9回締切	第10回締切	第11回締切
福岡商工会議所への様式4交付依頼期限(上記②)	2022年5月27日(金)	2022年9月9日(金)	2022年12月上旬	2023年2月中旬
申請書類一式の申請期限(上記③)	2022年6月3日(金) 【締切日当日消印有効】	2022年9月20日(火) ※電子申請は23:59迄受付 ※郵送は当日消印有効	2022年12月上旬 ※電子申請は23:59迄受付 ※郵送は当日消印有効	2023年2月下旬 ※電子申請は23:59迄受付 ※郵送は当日消印有効
採択結果公表	調整中	調整中	調整中	調整中
補助事業の実施期間	交付決定日から 2023年2月28日(火)まで	交付決定日から 2023年5月31日(水)まで	調整中	調整中

商店街様や業種団体様向けに、インボイス・電子帳簿保存法に関するセミナーの開催や講師派遣等ご支援いたします。また、経理業務を中心とした、バックオフィス業務の見直し、デジタル化に関するご相談も承っています。

講習会開催事例

税務・会計適正のための新しい制度

参加費無料!

電子帳簿保存法 & インボイス制度

まるわかりセミナー【対面・オンライン同時開催】

貴団体での講演会、勉強会等でぜひご活用ください!

TOPIC 1

電子帳簿保存法に対応しないとどうなる?

すべての法人・個人事業主の皆さまへ

令和4年1月より紙保存がみとめられなくなりました。青色申告の際には電子化が必要です!



TOPIC 2

インボイス制度に対応しないとどうなる?

免税事業者の個人事業主の皆さま

消費税免税事業者の方も公正な取引のためにインボイス制度が必要になります!



TOPIC 3

対応するために使える便利なサービス

経理を自動化する会計ソフトや便利なクラウドサービスなどをご紹介します。



TOPIC 4

業務改善に活用できる補助金について

業務のデジタル化や自動化に必要な設備、環境構築に活用できる補助金をご紹介します。



講師紹介
ワクフリ代表取締役
高島卓也
長崎県出身、中小企業の業務効率化や発展におけるITツール活用支援に特化した経営のアドバイス

2022年3月11日(金) 15:00~16:30

参加定員 会場参加10名 / Web参加10名(※先着受付順)

参加料金 無 料 ※事前のご予約が必要になります

【会場】ドコモショップ六本松店横セカンドスペース 受付はコチラ
福岡市中央区梅光園2-40-1

当所会員限定割引のデジタルツール

Money Forward
クラウド

freee 会計

MJS

スマレジ

TORETA

Google Workspace

kintone

※上記ツール以外にもデジタルツールの優待サービスもご用意しております。

2023年10月開始 インボイス制度 (適格請求書保存方式) への対応はお済みですか？

下記のいずれかに☑がある場合は
適切な対応が必要です。

■ 発行側

- 自社が消費税の課税事業者である
- 課税事業者への販売を行っている
- 適格請求書発行事業者としての登録が終わっていない
- 請求書(インボイス)の控えを保存できる仕組みがない or 運用が出来ていない
- 現在のシステムが対応していない

■ 受取側

- 自社が消費税の課税事業者である
- 免税事業者との取引がある
- 受け取った請求書がインボイスかどうか確認できるシステム or 運用が出来てない

お問合せ先

- ▼講習会開催に関するご相談
商業・雇用支援グループ / TEL:092-441-2169
- ▼業務の見直し、デジタル化に関するご相談
経営支援グループ / TEL:092-441-1146

おせっかいを誇りします。



事前
予約制

福岡商工会議所の無料経営相談窓口

・秘密厳守
・オンライン相談可能

相談窓口の
ご利用の前に
チェック！

- 原則として、福岡市内で事業を行っている方、創業を予定されている方であれば、法人・個人事業主を問わずご利用いただけます。
- 相談に関する資料などございましたら、可能な限りご用意ください。

(R4.3.15現在)

ご相談の内容	ご相談担当者	開設日					開設時間 (休憩12:00~13:00)	場所	予約電話番号 お問い合わせ		
		月	火	水	木	金					
まずは、相談したい											
公的融資、補助金、経営全般	当所経営指導員	○	○	○	○	○	9:00~17:00	当所 2階	経営相談部 地域支援第一グループ 092-441-2161 (東・博多・南区) 地域支援第二グループ 092-441-2162 (中央・城南・早良・西区)		
経営力強化 特別相談											
【臨時】補助金計画策定等 令和4年6月23日~開設	中小企業診断士等	○	○	○	○	○	9:00~17:00			第2-4	
経営戦略、マネジメント、事業承継	中小企業診断士	○					10:00~16:00				
資金繰り、収益改善	経営コンサルタント					○	10:00~16:00				
課題別 専門相談											
経営(創業、経営革新等)	中小企業診断士	○	○	○	○	○	9:30~17:00			第3	
販路開拓・拡大	経営コンサルタント						毎月1回(不定期) 10:00~16:00				第4
経営安定(倒産防止)	中小企業診断士等					○	10:00~16:00				
税務・財務	税理士	○	○				9:30~17:00 (第3月曜は 10:00~16:00)				
雇用・労務 *1	社会保険労務士	○				○	9:30~17:00 (第2月曜は 10:00~16:00)				第1・3
人材採用・定着	キャリアコンサルタント					○	10:00~16:00				
法律(事業に関する相談)	弁護士		○			○	10:00~16:00				第3
IT活用	ITインストラクター		○				10:00~16:00				
Web・SNS集客、SEO対策	SEO・SEMコンサルタント ITコンサルティング					○	10:00~16:00 (第4木曜は 9:00~17:00)				第4
当所専門機関による相談											
収益力改善、事業再生	福岡県中小企業 活性化協議会	○	○	○	○	○	9:00~17:00	当所 9階	同協議会 092-441-1221		
経営改善計画、早期経営改善計画	福岡県中小企業 活性化協議会	○	○	○	○	○	9:00~17:00	当所 7階	同協議会 092-441-1234		
事業承継 (M&A、親族承継、従業員承継など)	福岡県事業承継・ 引継ぎ支援センター	○	○	○	○	○	9:00~17:00	当所 8階	同センター 092-441-6922		
海外展開	ワンストップ海外展開 相談窓口	○	○	○	○	○	9:00~17:00	当所 6階	同相談窓口担当 092-441-1119		
リスクマネジメント	リスクマネジメント専門家					○	17:00~20:00	スタートアップ カフェ	スタートアップカフェ 080-3940-9455		
暴排相談窓口	暴力団など、反社会的勢力とのトラブルについて、 初期対応の方法などのご相談に応じます。							当所 6階	同相談窓口担当 092-441-1245		

*1・・・従業員雇用・労務管理などの問題に対応する窓口です(従業員個人の相談は対象外となりますのでご注意ください)

※開設日は変更になる場合がございます。

※オンライン相談をご希望の方は右記QRコードよりお申込みください。

▼相談窓口ホームページ

▼オンライン相談申込

